

令和8年度 運転手育成支援事業支援金交付要綱

(趣旨・目的)

第1条 運転手不足を一因としたバス路線の廃止、減便が生じる厳しい現状を踏まえ、公共交通の担い手を確保し、将来にわたって地域の移動手段を維持・確保していくため、人材確保・育成に取り組む事業者に対して、予算の範囲内で運転手育成支援事業支援金（以下、「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下、「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 「貸切バス事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3) 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) 「自家用有償旅客運送」とは、道路運送法第78条第2号に基づく旅客の運送をいう。
- (5) 「二種免許」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する運転免許をいう。

(交付の対象等)

第3条 支援金の交付対象となる事業者、交付要件、交付額は別表に定めるものとする。なお、支援対象経費については消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

(事業計画書の提出)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下、申請者という。）は、対象となる運転手（見込）（以下、対象者という。）を雇用した後、運転手育成支援事業計画書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(事業計画の認定)

第5条 知事は、前条の規定により事業計画書の提出があったときは、審査の上、適当と認めたときは、計画認定を行い、その結果について申請者へ通知するものとする。

2 前項の認定には、必要に応じて条件を付することができる。

(事業計画の変更等)

第6条 前条の規定により認定を受けた申請者（以下、認定申請者という。）は、事業計画について、次のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画書変更認定申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 対象者が離職した又は県外の本社及び営業所に配置転換した等の変更
- (3) その他、事業計画書の主要な部分の変更

2 前項の変更認定の手続きは、前条の規定を準用する。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 認定申請者は、対象者を6か月継続して雇用した後に、6か月経過した日から支援金の交付を受ける年度の末日までに運転手育成支援事業支援金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 知事は、前条の規定により交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、交付決定通知及び交付額確定通知を行うものとする。

2 前項の交付決定及び額の確定には、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の交付決定及び額の確定後に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第10条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取消し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 提出書類の記載の虚偽があるとき
- (2) その他知事が必要と認めるとき

(状況報告)

第11条 知事は、必要に応じて、支援金に係る事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(帳簿の保管)

第12条 支援金の対象者に係る雇用の状況を明らかにする帳簿、書類等を備え、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この交付要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日に施行し、令和8年4月1日から適用する。なお、運転手育成支援事業支援金交付要綱は、令和8年度分（令和7年度下期雇用者）の支援金の支給完了をもって、廃止とする。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日に施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

1 対象事業者	事業計画書の提出時点において、国土交通省の許可を受けている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者のうち、県内に本社又は営業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。 ただし地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第四号に規定される事業を実施する事業者は除く。 (1) 県内で路線バス等を運行する乗合バス事業者 (2) 県内市町村から一般乗合旅客自動車運送事業の運行を受託する乗合バス事業者 (3) 県内市町村が実施する自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の運行を受託する乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者
2 交付要件	次の各号のいずれかに該当する場合に支援金を交付する。 (1) 令和 8 年 4 月 1 日以降に、新たに運転手（見込）を採用し、6 か月以上継続して雇用し、かつ、県内の本社又は営業所に勤務すること。 なお、対象者は申請者に雇用された日時点において、二種免許を有していないこと。ただし、以下の場合はこの限りではない。 ① 申請者が対象者を雇用した日までの直近 1 年間に、対象者が県外から県内に転居した場合（県内の乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者での勤務経験がある場合は対象外）。 ② 申請者が対象者を雇用することを前提に、雇用前に申請者の負担により、対象者が二種免許を取得した場合。 (2) 令和 8 年 4 月 1 日以降に、所属する乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者内における他部門から運転手に配置換えとなつてから、6 か月以上継続して勤務し、かつ、県内の本社又は営業所に勤務すること。 なお、対象者は他部門から配置換えとなつた日時点において、二種免許を有していないこと。
3 交付額	対象者 1 人あたり 20 万円